議提第4号

新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書

会議規則第14条の規定により、新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書を次のとおり提出する。

令和2年3月27日 提出

北本市議会議長 滝瀬光 一様

新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書

2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスについて、世界保健機関(WHO)によれば、2020年3月11日、感染は、世界114か所の国・地域で確認され、感染者は世界全体で11万8,000人、死者は4,291人に上っており、「パンデミック」に相当すると発表した。

日本国内でも感染者が増加し、各地域に感染が拡大し続けており、厚生労働省の3月11日の発表によると、国内で503例の患者、64例の無症状病原体保有者が確認されており、国内の複数地域で、感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しているとしている。埼玉県内でも3月11日の時点で17人の陽性が確認されており、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められているわけではないとしているが、感染経路を特定できない症例も報告されるなど、事態の収束は見えず、国民の不安は増大する一方であり、社会・経済への大きな影響が出ている。

本市議会としては、いち早く当該事案について緊急質問を行ったうえで、3月3日から15日まで本会議を休会とし、感染拡大抑止に努めているところである。現在においても全国各地で感染者が増加している状況の中、各自治体は、国や県、医療関係者、事業者等と連携し、新型コロナウイルスについての状況を的確に把握するとともに、一体となって迅速適切な対策が求められているところである。

国においては、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止策などを総合的かつ強力に推進するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民や在住外国人、訪日外国人に対し、正確な情報を、迅速に、分かり易く伝えること。また、人権侵害については十分配慮すること。
- 2 感染拡大防止のため、診察・検査が適切に行えるよう、遺伝子検査体制の更なる強化を図ること。また、今後の感染者の増加に対応すべく感染者受入れ医療機関の病床数の確保など、地方も含めた保健・医療体制の強化を図ること。
- 3 感染症専門医をはじめ、各医療分野の知見を活かし、ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
- また、マスクや消毒液など医療物資が不足していることから、必要量の確保に努めること。
- 4 地域経済への影響を的確に把握し、風評被害への対応や、緊急の資金融資等の支援及びその周知を速やかに進めること。
- 5 地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、経済産業大臣、 衆議院議長、参議院議長、埼玉県知事